東弁往来

第9回

九州地方 法テラス・ひまわり公設 視察交流会

先日，公設事務所運営特別委員会主催の九州地方 法テラス・ひまわり公設 視察交流会が行われました。当会出身の弁護士を含め，多くの弁護士の方々が，九州地方における弁護士過疎解消へ向けて尽力されていました。その様子を皆様にもご紹介したく，今回はこの報告をさせていただきます。

多摩パブリック法律事務所
宮内 博史（62期）

1. はじめに

平成22年2月19日，公設事務所運営特別委員会のメンバーを中心とする総勢17名で，法テラス北九州，弁護士法人あさかぜ基金法律事務所，熊本県北部の山鹿ひまわり基金法律事務所をそれぞれ訪問しました。訪問終了後は，山鹿市に隣接する菊池市内の温泉旅館で一泊し，山鹿ひまわり基金法律事務所の岡部秀幸弁護士も交えて夕食会を行いました。

2. 法テラス北九州

人口約100万人を誇る北九州市は，福岡市に続く県内第2の大都市です。同市内にて平成20年9月に開設された法テラス北九州には，佐藤哲也弁護士（当会出身），祖父江弘美弁護士，荒木晋之介弁護士（ともに大阪弁護士会出身）の合計3名のスタッフ弁護士が勤務しています。

法テラス北九州

法テラス北九州では，刑事事件と債務整理案件の件数が多く，とりわけ刑事事件に関しては，常時6，7件を各弁護士が抱えている状況でした。既に裁判員事件を経験された方もおり，今後は裁判員裁判の受け皿としての機能も期待されます。最近では，法テラス協力委員会が支部弁護士会内に設立され，地元の弁護士との間で積極的な協議がなされるなど，その活動は確かな実を結んでいました。

このように弁護士は様々な活動に携わり，多忙な日々を送っていました。しかし，事件に偏りがあり，任期後についての心配も抱えていました。当会としても，地方で精力的に活動されているスタッフ弁護士のために，養成に加え，任期後のサポートをも検討する必要があるのではないかと感じました。

3. 弁護士法人あさかぜ基金法律事務所

弁護士法人あさかぜ基金法律事務所は，九州・沖縄の8県内における弁護士過疎地域解消のため，九州弁護士会連合会が中心となって，平成20年9月に

弁護士法人あさかぜ基金法律事務所

山鹿ひまわり基金法律事務所（岡部弁護士及び当委員会メンバー）

設立した事務所です。

あさかぜ基金法律事務所は所長制を採用しておらず，事務所に所属しているのは，61期と62期の弁護士5名のみです。所属弁護士には，1年6ヶ月にわたる養成期間中，2名ないし3名の指導担当弁護士がつき，事件の共同受任等を通じて養成を受けます。また，所属弁護士は，隣接する相談センターの活動にも積極的に携わるなどして，様々な案件への対応力を身につけます。このように同事務所では，新たな養成形態を実践しており，今後，一層注目されるのではないかと感じました。

若い弁護士しか常駐していない中，所属弁護士は，試行錯誤しながらも，主体的に事務所運営に取り組んでいました。交流会では，当会の公設事務所から公設事務所運営のノウハウについての情報提供がなされるなど，充実した意見交換がなされました。このような協力を今後も継続することにより，地方の過疎地域解消に助力したいと思います。

4. 山鹿ひまわり基金法律事務所

熊本地裁山鹿支部の管内人口は約10万人に達するところ，弁護士はわずか2名しかいません。かかる弁護士過疎を解消すべく設立されたのが，山鹿ひまわり基金法律事務所です。同事務所へは，東京パブリック法律事務所で養成を受けた岡部秀幸弁護士が，平成20年1月より，二代目所長として赴任されています。

岡部弁護士は，刑事，一般民事，家事，債務整理，相続財産管理人といった幅広い分野の事件を担当されており，現在の受任事件数は135件にのぼるとのことでした。受任事件数もさることながら，事件内容も，土地所有者の債務整理案件が多いなど，地方ならではの特徴があるようです。また，岡部弁護士は，事件処理の傍ら，県弁護士会内の様々な委員会活動にも積極的に携わっていました。それのみならず，岡部弁護士は，養成期間中に培った経験を活かし，行政機関等との地域内のネットワーク作りにも精力的に取り組んでいました。「このようなスタンスを地方にも広げていけたら」との岡部弁護士の言葉からは，地域市民のリーガルアクセス向上へ向けた熱い思いがうかがえました。

土木建築業者から建築関係紛争の相談が突然くるなど，岡部弁護士の下へは，様々な事件が日々舞い込んできます。そのような中，当会による「LIBRA」の発送等のバックアップは非常に心強いとのことでした。

5. おわりに

今回の視察交流会では，法テラス事務所，都市型公設事務所，ひまわり基金法律事務所といった，3つの異なるタイプの法律事務所を訪れました。どの事務所の弁護士も皆，地域の法的需要に応えるべく，高い理念と矜持とを持って尽力されていました。このような弁護士の活動をみられたことは大変刺激となりました。私自身も，全国のひまわり公設事務所と法テラス事務所を支援する公設事務所運営特別委員会の一員として，過疎地域へ赴任する同期や後輩の弁護士の方々のために，最大限の支援をしていきたいと思います。